

物流改正法に関する説明会のご案内

4月から施行された物流改正法における「改正貨物自動車運送事業法」に関しまして、質疑応答を中心とした説明会を開催（2回目）いたしますのでご案内申し上げます。

- 1 日時 ・ 令和7年5月19日（月）13：30～14：30（受付 13：00）
- 2 内容
・ 運送申込書（書面交付）、実運送体制管理簿など（20分） ・ 質疑応答（40分）
- 3 講師 ・ 北陸信越運輸局、富山運輸支局
- 4 対象 ・ 荷主と契約している運送事業者（元請）
（正会員） ・ 荷主（元請）と運送事業者との間で利用運送（傭車）を行っている事業者
・ 前回参加されていない運送事業者
- 5 会場 ・ 会場受講：トラック会館 ※定員 100 社（1 社 2 名まで）
・ Web 参加：Microsoft Teams による受講 ※最大 300 名
- 6 申込み
・ 5月2日（金）までに（Web 参加の方は申込みフォームから）お申込み下さい。
・ 提出された「事前質問票」に国土交通省が回答します。（4月25日（金）受付締切）

7 その他

※Web 参加用申込みフォームから登録いただいたメールアドレスに、Microsoft Teams の会議リンク、資料のダウンロード URL を送信します。

※改正概要、Q&A はこちら https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000014.html

（注）Microsoft Teams クライアントが使用できない場合はご参加いただけません。参加者に起因する事由により通信が中断した場合は、主催者は責任を負いません。主催者に起因する事由や不測の事態により通信が中断した場合は、録画した動画を配信する予定です。

（一社）富山県トラック協会 適正化事業部 宛（FAX：076－495－1600）

物流改正法に関する説明会 参加申込書

会社名：_____

御役職・御氏名	Web 参加の方はこちらから
役職 _____	物流改正法に関する説明会 
氏名 _____	
役職 _____	
氏名 _____	

※当日は、乗り合わせでお越しください。

(一社) 富山県トラック協会 宛
(FAX : 076 - 495 - 1600)

令和 7 年 4 月 25 日 (金) 受付締切

物流改正法に関する説明会「事前質問票」

会社名：_____

質問区分	質問内容
(運送契約締結時の書面交付義務化)	
・ 法定記載事項 ・ 運送申込書/引受書	
(実運送体制管理簿の作成・情報通知義務化)	
・ 実運送体制管理簿 ・ 下請けへの通知	
(委託先への発注適正化)	
※努力義務	
(荷待時間や荷役作業の記録義務化)	
※全車両区分に義務	
(運送利用管理規程・運送利用管理者の選任関係)	
※年 100 万 t 以上の 利用運送を行う事業 者が対象	